平成２４年（フ）第２２２号
茨城県下妻市南原83番地６
破産者　庄子　光浩
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第５１５号
横浜市中区池袋10番地１　コスモ山手210号室
破産者　吉田　彰男
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１７３号
横浜市戸塚区吉田町1724番地２　モデラ・ピークス戸塚1105号
破産者　堀内　保雄
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９９号
長野県上田市常入１丁目11番37号
破産者　古畑　博之
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１００号
長野県上田市常入１丁目11番37号
破産者　古畑　松子
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第３１４号
愛知県瀬戸市山手町１番地の１、旧住所静岡市駿河区登呂６丁目12番２号
破産者　鶴田真由美
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６３６号
静岡市駿河区豊田１丁目４番34―10号
破産者　池ヶ谷雅夫
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６４号
広島市西区草津新町２丁目30番40―206号
破産者　正岡　博志（旧姓下土居）
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３１号
兵庫県西宮市安井町４番25号　フォレステージュ夙川206号
破産者　山本　康文
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６５号
高知県高岡郡日高村岩目地970番地145
破産者　山中　光孝
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７０号
高知県吾川郡いの町枝川782番地17
破産者　菊田　博幸
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第６２５号
東京都八王子市横川町744番地
破産者　吉田　克彦
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７５９号
東京都世田谷区野毛３丁目14―７
破産者　布施　正司
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８２７号
東京都中央区京橋３丁目６番８号
破産者　株式会社松屋
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４４９号
千葉県船橋市松が丘５丁目19―14、開始決定時の住所千葉県船橋市松が丘５丁目12―３
破産者　井坂　　壽
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１３１号
東京都足立区新田３丁目10番１号
破産者　アスカ総業株式会社
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７９号
埼玉県川口市上青木３丁目12―70―303
破産者　宍戸　重治
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８０号
東京都北区昭和町１丁目11―１、開始決定時の住所東京都北区昭和町２丁目７―４―601
破産者　宍戸　陽子
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３１０号
北海道斜里郡斜里町港町７番地９
破産者　フロンティア株式会社
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部